

# 医療費のお知らせの発行を申請するとき

「医療費のお知らせ」の発行を希望する方は、「医療費のお知らせ発行申請書」に必要事項をご記入のうえ、理美けんぽまでご郵送ください。（FAXは不可）

理美けんぽでは、医療費控除申告手続きの際に活用していただけるよう、対象の被保険者の方へ（※）「医療費のお知らせ」を発行し、毎年2月頃事業所へ一括で送付しています。

※ 医療費のお知らせ発行対象者

- ① データ作成時に被保険者資格のある方（毎年1月時点）
- ② 前年の1月から10月の間に保険医療機関等で診療を受け、8万円以上の窓口負担している世帯（被保険者とその被扶養者）

【記入例】 \*申請書は記入漏れないよう、正確にご記入ください

医療費のお知らせ発行申請書		申請日 令和 ● 年 ● 月 ● 日	
全日本理美容健康保険組合 理事長 殿			
「医療費のお知らせ」（令和 ● 年 1 月 ~ 令和 ● 年 12 月）について、発行を申請いたします。			
被 保 険 者 記 入 欄  （ ご 本 人 が 記 入 く だ さ い ）	① 被 保 険 者	記 号	● ● ● ●
	② 事 業 所 名	株式会社 ● ● ● ●	
	③ 被 保 険 者 住 所	〒 ● ● ● ● - ● ● ● ● 東京都中央区日本橋大伝馬町 ● - ● 日本橋ノースプレイス ● ● ● ● 号室	
	④ 電 話 番 号	080 - ● ● ● ● - ● ● ● ●	
	⑤ 被 保 険 者 名	理 美 容 華 子	
⑥ 被 保 険 者 生 年 月 日	昭和 平成		年   月   日
⑦ ③以外に送付を希望される場合はご記入ください (事業所に送付を希望される場合は事業所宛とご記入ください)	住所	③被保険者住所以外に送付を希望される場合のみご記入ください	
宛名			
続柄			
※通知書の対象期間について、右記のいずれかにチェックし、必要事項をご記入ください。 (IIの診療月に記入がない場合、受付時点の医療費データで通知いたします)	I 令和 ● 年 12 月 診療までの通知をご希望の方 ※3月中旬以降の発送となります	→	<input checked="" type="checkbox"/>
	II 令和 年 月 診療までの通知をご希望の方 (医療費データ到着のタイミングで随時発送いたします)	→	<input type="checkbox"/>

必要な期間を必ずご記入ください

被保険者の記号・番号をご記入ください  
※退職後で記号・番号がわからない場合は記入不要です

## 医療費通知情報はマイナポータルでも確認できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからご自身の医療費通知情報を確認・取得することができます。医療費控除の申請にも利用できますので、ぜひご利用ください。

マイナポータルは毎月 11 日に前々月診療分の医療費通知情報が更新されます。また、確定申告に利用するための 1 年間分の医療費通知情報は、例年、原則 2 月 9 日に申告年分の 1 月から 12 月分までの情報が一括で取得可能となります。



## 医療費のお知らせ Q&A

### Q1. 「医療費のお知らせ」は確定申告に使えますか？

A. 所得税法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 4 号)により、平成 29 年分以後の医療費控除の手続きにおいて、医療費のお知らせを医療費控除の添付書類として使用できることとなりました。

### Q2. 事業所より届いた「医療費のお知らせ」が 10 月分までとなっています。どうしてでしょうか？

A. 医療費のお知らせの作成には、保険医療機関等から当組合に送られてくる医療費等請求データが必要になりますが、保険医療機関等で受診した月から当組合に届くまでには、国の審査支払機関を介するため 2 ヶ月以上かかります。2 月の確定申告時期に医療費のお知らせをご利用いただくため、10 月分の医療費等請求データまでとさせていただきます。

11 月以降の受診分やその他受療したが記載されていない情報があっても、医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できます。この場合、医療費通知に記載されていない情報について、領収書をもとに医療費控除の明細書に記載していただくことで医療費控除を行うことができます。

### Q3. 「医療費のお知らせ」に記載されている金額が実際に支払った金額と違います。どうしてでしょうか？

A. 端数処理の都合で 1 円単位の相違が発生することがあります。この場合、医療費控除の金額の計算には、医療費通知に記載されている金額でも、実際に支払った金額でもどちらを用いても差し支えないと国税庁より示されています。1 円単位の相違ではなく明らかに異なる場合は、領収書をもとにご自身で医療費控除の明細書に記載していただいたうえで医療費控除を行うようになります。

また、高額療養費の払い戻しや公費負担医療、自治体単独の医療費助成を受けている場合などは、実際の負担額がお知らせに反映されていません。医療費控除の申告をする場合は、申告者ご自身がその年中に実際に負担された額を申告する必要があります。

### Q4. 「医療費のお知らせ」に記載があれば、領収書を保存する必要はないのか？

A. 医療費のお知らせを確定申告に添付した場合、お知らせに記載がある医療費の領収書は、法令上保存する必要はありません。ただし、お知らせに記載がない医療費は、医療機関等からの領収書に基づいて作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、その領収書を 5 年間保存する必要があります。

### Q5. 医療費控除の申告をする場合の手続き方法は？

A. 申告方法は、国税庁のホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。